

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第百十六条 （略） 2 令第十一条第八項第五号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一 当該金庫が預金保険法第六十一条第一項若しくは第百二十六条の二十九第一項の認定又は同法第六十二条第一項若しくは第百二十六条の三十のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等又は同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行うこと。 二・三 （略） 3 （略） （特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由） 第百二十一条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 一 当該信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の取引の通常条件に照らして当該信用金庫連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該信用金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に	（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合） 第百十六条 （略） 2 令第十一条第八項第五号に規定する内閣府令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一 当該金庫が預金保険法第六十一条第一項の認定又は同法第六十二条第一項のあつせんを受け、同法第五十九条第二項に規定する合併等を行うこと。 二・三 （略） 3 （略） （特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由） 第百二十一条 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 一 当該信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の取引の通常条件に照らして当該信用金庫連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該信用金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二本文に

規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関）（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関）をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三（略）

規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定金融機関（破綻金融機関）（預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関）をいう。以下この号において同じ。）及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関をいう。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ当該特定金融機関の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二・三（略）